補助対象となる経費

① システム導入に係る経費

この区分は、宿泊税改正への対応を目的として、新たにシステムを導入する場合の初期導入費を対象とするものです。対象となるのは、宿泊税額の自動計算、現地徴収、領収書発行、月計表や申告用データの作成など、宿泊税の徴収・管理・申告に直接必要な機能です。

一方で、ゼロから独自に開発するスクラッチシステムや、月額利用料、通信費、決済手数料、販促・顧客管理など宿泊税と直接関係しない機能は対象外となります。申請時には、見積書や仕様書で「宿泊税対応のための初期導入費」であることが分かるように整理しておくことが重要です。

1 対象イメージ

ⓘ 宿泊税対応に必要な新規システムの初期導入費が対象

2 主な具体例

1 宿泊管理システム（PMS）の導入

宿泊税額の自動計算、課税対象額の管理

2 POS・モバイルPOS自動精算機の導入

宿泊税のみ現地徴収し、領収書を発行

3 宿泊税集計・申告支援システムの導入

月計表・納付申告用データを作成

4 連携システムの導入

OTA事前決済予約と現地徴収宿泊税を連携

3 対象外の代表例・確認ポイント

⚠ 対象外の代表例

- ✕ ゼロからの独自開発（スクラッチシステム）
- ✕ 月額利用料・通信費・決済手数料
- ✕ 販促・顧客管理など宿泊税と直接関係ない機能

☑ 申請時の確認ポイント

- ✓ 初期導入費であること
- ✓ 見積書・仕様書で宿泊税対応との関係が分かること
- ✓ 補助対象期間内に契約～支払まで完了すること

※具体的な補助対象可否は、見積書・仕様書・契約内容等を踏まえて判断いたします。